

2019年版パーフェクト宅建のベーシック問題集
法改正・正誤のお知らせ

(8336)

平成30年11月20日
株式会社住宅新報出版
TEL. 03-6388-0052

【正誤】

本書籍におきまして、以下のような記述の誤りがありました。謹んでお詫び申し上げます。

ページ・位置	訂正前	訂正後
P122 問題 肢4 1行目	当初の期間に滅失した場合	更新後に滅失した場合
p128 問題 肢4 1行目～3行目	B が当該建物とともに借地権を E に譲渡していた場合において、 A が借地権の譲渡についての承諾をしないときには、 E は当該建物を時価で買い取るように A に請求することができる。	A が当該建物とともに借地権を E に譲渡していた場合において、 B が借地権の譲渡についての承諾をしないときには、 E は当該建物を時価で買い取るように B に請求することができる。
p129 解説 肢4 1行目～3行目	B が建物とともに借地権を E に譲渡していた場合において、 A が承諾をしないときには、「建物の譲受人 E 」は、その建物を時価で買い取るように A に請求することができる（同法14条）。	A が建物とともに借地権を E に譲渡していた場合において、 B が承諾をしないときには、「建物の譲受人 E 」は、その建物を時価で買い取るように B に請求することができる（同法14条）。

以上